

質問者 荒 貴賀 議員

質問事項

1 障がい者にやさしい町づくりを

- |                                 |           |
|---------------------------------|-----------|
| (1) 障がいへの理解、差別解消の取組状況は          | 福祉課       |
| (2) 障がい者スポーツの取組状況は              | 福祉課、生涯学習課 |
| (3) ユニバーサルデザインを取り入れた生活環境の整備について | 総務課       |
| (4) 町の施策に当事者や関係者の声を反映させる仕組みづくりは | 福祉課       |
| (5) 障がい者の防災に関する手引を作成する考えは       | 福祉課、防災環境課 |
| (6) 「親なき後」の町としての取組は             | 福祉課       |

【答 弁】

荒議員のご質問にお答えいたします。

1 障がい者にやさしい町づくりを

「障がい者にやさしい町づくりを」についてであります。

本町では、障がいのある人が住み慣れた場所で自立して暮らし、地域の人たちと共に支え合うまちづくりを目指し、平成30年3月に「幕別町障がい者福祉計画」、「第5期幕別町障がい福祉計画」及び「第1期幕別町障がい児福祉計画」を一体的に策定し、自立、社会参加、共生を基本理念として、各種施策、事業を実施しているところであります。

(1) 障がいへの理解、差別解消の取組状況は

ご質問の1点目、「障がいへの理解、差別解消の取組状況は」についてであります。

障がいのある人もない人も共に生活できる共生社会の実現は、様々な人が生き生きと活躍できる社会の実現であり、そのためには、障がいのある人に対する理解を深め、障がいのある人と身近に接し、互いに助け合う意識を育てることが重要であります。

このような取組の一例として、障がい者の就労の場となっております役場庁舎内の「ぴよすく」や、中札内高等養護学校幕別分校の実習訓練の場となっております札内コミュニティプラザ内の「カフェノンノ」については、店頭販売や移動販売を

通じて、多くの町民の方に親しみを持たれる存在となっているとともに、障がいに対する理解を深めていただく大切な場となっております。

また、学校においても、特別支援学級と普通学級間における共に活動する交流や共同学習については、児童生徒が触れ合うことにより、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となっているものと考えております。

さらには、毎年12月の「障害者週間」に合わせ、町広報紙で障がいの違いによるサポート方法や障がいに関する特集記事を組むとともに、ヘルプマークの更なる理解と普及啓発を図るため、多くの方が日常的に利用する町内のスーパー、コンビニ、飲食店や金融機関、医療機関などを個別に訪問し、ポスター掲示を依頼しているほか、事業所向けの差別解消のパンフレットを配布し、障がいへの理解促進と差別解消に取り組んでいるところであります。

このほか、本年2月には、町と町内の農業関連団体で構成する「ゆとりみらい21推進協議会」の主催により「農福連携セミナー」が開催され、福祉や農業関係者など73名が参加し、農家と障がい者との連携を円滑に進めるための必要な環境整備や農福連携の可能性について理解を深めたところであり、今後も様々な機会を捉えて、障がいがある人もない人も、共に住みやすい社会の実現を目指し、取り組んでまいります。

## (2) 障がい者スポーツの取組状況は

ご質問の2点目、「障がい者スポーツの取組状況は」についてであります。

障がい者スポーツは、機能回復訓練を目的としたリハビリテーションが起源とされ、その後、競技スポーツに発展し、現在では、障がい者の余暇活動として、また、社会参加や交流の機会として捉えられるようになったものであり、本町では、それぞれの障がいに応じたスポーツやレクリエーションに親しめるよう、その普及と促進を図ることを障がい福祉計画に位置付けしております。

地域活動支援センターが、毎年開催している障がい者スポーツ交流会には、地域の方々を含め、多くの障がいのある方々に参加をいただいているところであり、障がい者の方々に体を動かす楽しさやすばらしさを感じてもらうことで、障がい者自身の健康の増進や障がい者と健常者との分け隔てない交流による社会参画の一助となっているものと考えております。

また、自立支援協議会では、昨年7月に札幌スポーツセンターを会場に開催された「第21回車いすラグビー日本選手権大会予選リーグ」に合わせて、十勝管内在住の車いすラグビー選手からルールや見どころ、活動内容について講演いただくとともに、実際に車いすラグビー用の車いすに試乗し、ぶつかり合うなど、障がい者スポーツの激しい一面についても体験する機会となったところであります。

また、この予選リーグでは、98人のボランティアが大会の準備や運営に携わるなど、障がい者スポーツの楽しさやすばらしさを体感するとともに、理解を深める機会になったものと捉えております。

今後とも、より多くの障がいのある方々がスポーツやレクリエーションに親しみをもって取り組めるよう、地域活動支援センターや障がい福祉事業所等と連携しながら、周知、啓発を図るとともに、身近に楽しめる環境づくりに努めてまいります。

### (3) ユニバーサルデザインを取り入れた生活環境の整備について

ご質問の3点目、「ユニバーサルデザインを取り入れた生活環境の整備について」であります。

障がいのある人が、住み慣れた地域社会で安心した生活を送るためには、公共的な建物や道路などの生活環境面のバリアフリー化やユニバーサルデザインの視点に立った整備促進が重要であると考えております。

一つ目の「公共施設におけるバリアフリーと洋式・多目的トイレの設置状況は」についてであります。

役場庁舎をはじめ、コミュニティセンターや近隣センター、保育所、学校などの公共施設におけるバリアフリーの状況につきましては、現在、住民生活に関わる主な99の施設のうち、段差のない施設とスロープ・手摺を設置している施設を合わせると66施設であり、整備率は66.7%になっております。

次に、洋式トイレの設置につきましては、99施設中、97施設で設置されており、洋式、和式併せた全トイレ数822基のうち洋式トイレは611基で、率としては74.3%、車いす対応の多目的トイレにつきましては、39施設で整備されており、設置率は39.4%となっております。

また、公園の洋式トイレの設置につきましては、トイレが設置されている53公園のうち、27公園で洋式トイレが設置されており、洋式、和式合わせた全トイレ数120基のうち、洋式トイレは69基で、率としては57.5%、車いす対応の多目的トイレにつきましては、19公園で整備されており、設置率は35.8%

となっております。

次に、二つ目の「公共施設の点字ブロックの考えは」についてであります。

公共施設における点字ブロックの整備につきましては、現在、役場庁舎、保健福祉センター、ふれいあセンター福寿、百年記念ホールの4か所で整備されており、道路におきましては、幕別地域の平和通3か所のほか、札内地域で4か所、忠類地域で1か所において、信号のある横断歩道に整備されております。

これらの整備につきましては、高齢者や障がいのある方はもとより、すべての人が利用しやすい施設であるというユニバーサルデザインの概念に基づき整備を進めたものであります。今後におきましても、段差の解消については、年次計画をもって整備を進めるとともに、点字ブロックやスロープ、多目的トイレ等の整備については、施設の大規模改修などに併せ、計画的に整備を進めてまいりたいと考えております。

#### (4) 町の施策に当事者や関係者の声を反映させる仕組みづくりは

ご質問の4点目、「町の施策に当事者や関係者の声を反映させる仕組みづくりは」についてであります。

町の施策については、障がい福祉計画に基づき実施しておりますが、本計画の策定に当たっては、当事者や障がい者団体、福祉、医療及び教育分野の関係者で構成する障害者福祉計画策定委員会において、当事者や一般の方へのアンケート調査及び施策に対する意見を基礎資料とし、更には自立支援協議会の意見やパブリックコメントなど、当事者や関係者の意見を反映し、計画を策定しております。

また、本計画を効率的・計画的に推進するため、障害者福祉計画策定委員会において、毎年度、各事業の実施状況等の点検・評価を行い、その課題を福祉、保健、教育及び医療等の関係部署や自立支援協議会において共有しながら、ニーズに合わせた施策の展開ができるよう努めているところであります。

#### (5) 障がい者の防災に関する手引を作成する考えは

ご質問の5点目、「障がい者の防災に関する手引を作成する考えは」についてであります。

自立支援協議会では、毎年、避難行動要支援者登録制度やブラックアウト時の困りごとと対応、福祉避難所に必要なものは何かなど防災をテーマに様々な意見交換を行っております。

障がい者の防災対策については、それぞれの障がい特性に応じた支援、配慮が必要であると言われており、自助としては、災害発生前の準備、発生時の行動、共助、公助としては、支援を行う際に障がい特性を理解し、より適切な支援、配慮を行うことが重要であると認識しているところであり、これをいかに発災時に円滑に機能させるには、こういった形が相応しいのかについて、今後、手引作成の要否を含め先進事例の研究に努めてまいりたいと考えております。

#### (6) 「親なき後」の町としての取組は

ご質問の5点目、「親なき後」の町としての取組は」についてであります。

国では、障がいのある人の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、地域で障がいのある人やその家族が安心して生活するため、緊急時に迅速・確実な相談が行え、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすい支援を提供する体制として、「地域生活支援拠点の整備」を推進しているところであります。

また、北海道では、「北海道障がい福祉計画」において、地域生活支援拠点を全ての市町村で整備することを目標としており、その整備に係る基本的な考え方として、「相談支援」、「体験の機会や場の提供」、「緊急時の受入れや対応」、「専門的人材の確保・養成」とこれら四つの機能を連携させるためのコーディネーターの配置に加え、グループホームなどを活用した住まいの場の提供を求めています。広域による複数市町村での共同整備も可能としております。

本町の障がい福祉計画では、地域生活支援拠点を令和2年度末までに整備することを目標としており、本整備に当たっては、課題となるコーディネーターの配置については、専門性の高い相談支援専門員を配置している基幹相談支援センターへの委託を基本とし、整備手法については、町単独あるいは広域的な整備が考えられますが、障害支援区分認定審査会の共同設置など東部十勝でのこれまでの共同の取組を生かし、まずは、池田町、豊頃町及び浦幌町の東部4町での協議を優先的に進めてまいりたいと考えております。

以上で、荒議員のご質問への答弁とさせていただきます。